

河川整備基金

だより

vol. **32**
2015



今後の河川整備基金のあり方検討委員会報告 特別号



公益財団法人

河川財団

はじめに

河川整備基金は昭和63年3月に創設され、昭和63年度から始まった助成事業では、これまでに河川の調査・研究、環境整備、啓発活動、河川教育等に対して、総額約112億円、9800件余りの助成を行い、河川に関わる多くの研究者や研究機関、市民団体、学校等への支援を実施してきました。

河川整備基金事業は、国民の皆様からの寄附金で造成した基金を、国内公共債を中心とした長期債券で運用を行い、その収益で事業を行っています。しかしながら、ここ数年は長期金利の低下が続き、助成事業の原資である基金の運用収益は低落傾向にあり、従前のような事業費の確保は困難な見通しであることから、助成事業を大幅に縮小せざるを得ない状況が予想されています。

また、事業開始から30年近くが経過し、社会情勢の変化等により、基金を取巻く状況や基金に対する社会的要請も基金設立当時とはかなり変化したことから、将来に向けた「河川整備基金」の見直しや新たな役割の構築が必要となってきました。

このような状況を踏まえ、河川財団では「河川整備基金」の今後のあるべき姿を検討するため、外部の有識者を委員とする『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』を設置し議論を行いました。

委員会は、河川工学や環境・生態系、教育関係さらには法律関係の専門家といった様々な分野の学識経験者11名で構成され、平成27年1月から6月まで4回開催されました。

また、最終委員会の前には、インターネット等により、委員会報告案や現状の河川整備基金に対する意見・要望等の募集も行いました。

今回の「河川整備基金だより 第32号」では、意見募集に対して皆様からいただいたご意見の概要とそれに対する対応方針、『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』でまとめられた最終的な委員会報告を掲載しました。

今後、河川財団では、委員会からの提言や皆様からお寄せいただいた意見も参考にしながら、新たな河川整備基金募集要項を策定することとしています。平成28年度募集要項から新しい助成の枠組みで事業を行うこととなりますが、その詳細については、次号で紹介する予定です。

今後とも河川整備基金へのご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

平成27年7月

目次

■はじめに	2	4-2 研究者・研究機関部門	
■河川整備基金の新たな展開	3	4-3 川づくり団体部門	
1. 河川整備基金の現状と課題	3	4-4 学校等における河川教育部門	
2. 検討委員会報告に対する意見募集	4	5. 推進事業について	12
3. 河川整備基金の新たな展開	5	6. 基金事務局の支援機能の改善・強化	13
■今後の河川整備基金のあり方検討委員会報告	7	6-1 改善を行う業務	
1. はじめに	7	6-2 強化を行う業務	
2. 河川整備を巡る社会の変化と「河川整備基金」	7	7. 基金の充実と運用管理	14
3. 「河川整備基金」の新たな展開に向けて	9	7-1 基金の充実と企業との連携の構築	
3-1 今後進むべき「河川整備基金」の基本的な考え		7-2 基金の運用のあり方と中期計画における基金管理	
3-2 事業フレームの再構築		8. まとめ	15
3-3 活動を担い、次世代を担う人づくり活動の支援		■今後の河川整備基金のあり方検討委員会 委員名簿	16
3-4 様々なステークホルダーとの連携強化		■参考資料：検討委員会報告に対する主な意見と対応方針	17
4. 助成事業について	11		
4-1 助成事業に取り組む基本的な考え			

河川整備基金の新たな展開

～河川整備基金から「河川基金」へ～

1. 河川整備基金の現状と課題

河川整備基金は、「河川整備事業等の効果的・効率的推進に寄与する」という大前提のもと、河川に関する調査・研究や環境整備、啓発活動、河川教育等の幅広い分野に対して助成を行い、全国各地における河川整備の推進に一定の役割を果たしてきました。

図は、助成事業を開始した昭和63年度から平成27年度までの部門別の採択金額と採択件数の推移を示したのですが、28年間の累計で総額112億円、件数で9800件余りの助成を行ってきました。

助成は、「調査研究」、「環境整備」、「啓発活動」、「河川教育」の4部門について行っていますが、助成事業開始から約30年が経過し、その間に河川を取り巻く状況も大きく変化しています。

例えば、助成事業が始まった当初は、河川整備がそれほど進んでいないこともあってか、紫色で示した河川整備部門の採択が50件以上でしたが、最近ではほとんど採択がなく、この部門の助成は廃止すべきとの意見もあります。

また、助成事業の資金が厳しい中、調査研究部門は若干の減少傾向にあるものの、啓発活動部門は大幅な減少傾向が続いている等、各部門間でも特徴があります。

部門別 採択金額と採択件数の推移



河川整備基金は昭和63年3月に創設されましたが、原資は国民各層からご協力戴いた寄附金であり、その額は累計で約283億円となっており、全額を基金として造成しております。

整備基金事業はこの寄附金の運用収益、つまり利息を活用して行っており、国民の皆様からの寄附金で造成した基金で将来に亘り、安定した事業を行えるようリスクの低い国内公共債を中心とした長期債券で運用を行っています。

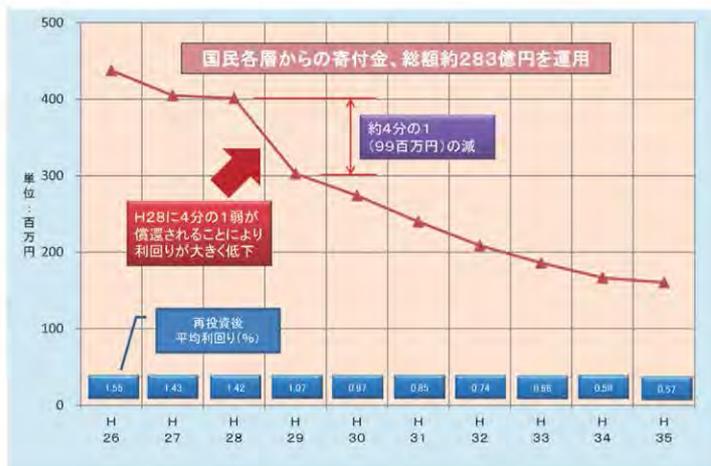
しかし、我が国の長期金利は低落傾向が続き、ここ数年は1%を下回る低い水準となっています。

図は、現在の運用収益と将来の収益予測を示したものです。

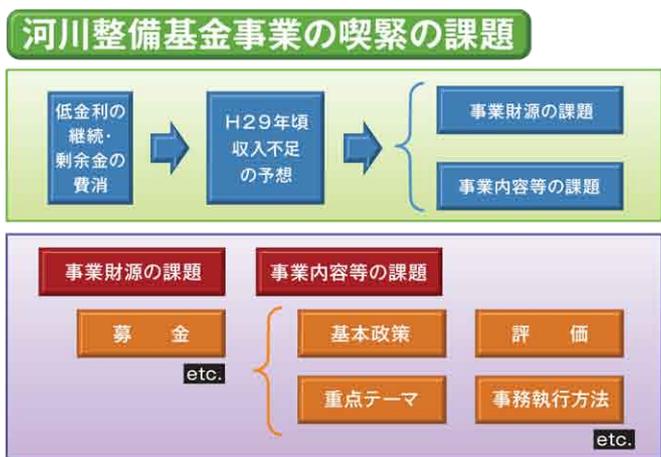
低落傾向が続く中でも、平成28年までは4億円以上を確保できる見通しですが、平成28年度には基金全体の4分の1弱にあたる約63億円が償還されるため、平成29年度は運用収益が約1億円減の3億円となり、金利は29年以降も低落傾向が続くと予想されることから、整備基金の運用収益は現在の半分以下の厳しい時代が続くという現実をまずご理解いただきたいと思ます。

河川整備基金の運用収益の予測

(日本国債10年もの: 利回り0.60%での試算結果)



基金の資金自体が今後、非常に厳しい見通しであることと、助成事業の内容等についても時代の変化に即したものに直すべきとの状況を踏まえ、図のような喫緊の課題を解決するために、様々な分野の専門家からなる『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』を設置して、今後の河川整備基金のあり方を検討することとしました。



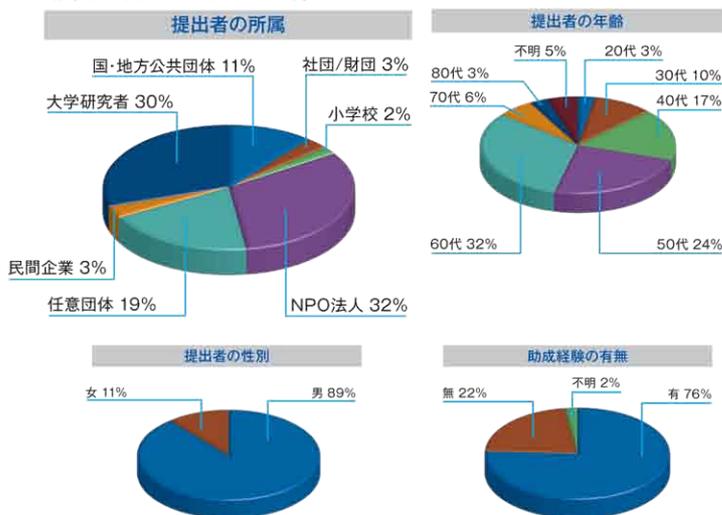
2. 検討委員会報告に対する意見募集

委員会報告の最終とりまとめにあたっては、当財団ホームページに公開して広く国民各層からのご意見を募集したほか、これまでの河川整備基金助成事業への申請経験者約3,000名、河川財団のメールマガジン読者約1,300名、さらに河川管理者である関係行政機関などに直接、電子メールや郵送により意見募集を実施しました。

意見募集の概要を以下に示します。

- 意見募集期間：
平成27年4月24日(金)から5月21日(木)まで4週間
- 募集内容：
 - ①氏名 ②職業または所属機関(団体)名
 - ③住所 ④電話番号およびメールアドレス
 - ⑤年齢 ⑥性別
 - ⑦これまでの河川整備基金助成実績の有無
 - ⑧報告案に対する意見(意見ごとに200字以内で)
 - ⑨報告案全体に対する総論的な意見、河川整備基金に関する意見
- 意見を提出した人数：63名
- 提出された意見数：述べ205件

意見を提出した人の属性



提出された主な意見・要望等

①新規事業の優先採択、長期継続助成事業に関する時間管理と卒業ルール

- ・継続助成にも、NPOと行政・学校等との連携を流域単位で実践している先駆的な例がある。
- ・人材育成を主眼とする事業については、内容を充実させながら長期に継続することが肝要。
- ・長期にわたり助成を受けてきた取組みほど地域に根付いている。 etc.

②採択する団体を法人格を持った団体に限定

- ・任意団体もNPO法人と比較し、決して責任ある業務遂行能力が劣っていることはない。
- ・地元自治体も入れた「協議会」として申請しているケースも多い。 etc.

③その他の意見

- ・調査・研究助成よりも市民活動助成に重点的に助成する方がいい。
- ・人件費等への助成金の支出を認めてほしい。
- ・採択結果を1月から2月に知らせてほしい。 etc.

3. 河川整備基金の新たな展開

意見募集で寄せられた多くの意見も含め、委員会での検討結果に基づく提言を踏まえた、今後の基金の運用方針について記載します。

事業費が限られていることから課題の選択と重点化が必要です。このため、中期計画を策定し、事業目的やテーマ、事業量やその資金計画を明らかにします。

また、長期金利の低落によって基金の運用収益だけでは事業費を確保できないため、期間中に基金自体の取り崩しが必要になりますが、これは限定的に行い、中期計画に明示します。

これまでの4部門での申請について、応募者の少ない環境整備部門を廃止し、また上から目線的であるとの批判の大きかった「啓発活動」という言い方を変える等、これまでの活動内容別の申請から助成対象者別の申請に変更します。

事業採択については、採択基準を明確化し、重点を置いた採択にするとともに、評価結果を採択時の審査に活かすため、採択時と報告時の審査・評価を同一者が行うようにします。

1. 中期計画(5か年)の策定

課題の選択と重点化、事業量・資金計画の明確化

2. 事業フレームの再構築

○基金事業：環境整備部門を廃止し、活動内容別の部門から、助成対象者別の部門へ……

① 調査・研究部門
② 環境整備部門
③ 啓発活動部門
④ 河川教育部門



① 研究者・研究機関部門
② 川づくり団体部門
③ 河川教育を行う学校部門

○推進事業：次の時代を見通した政策的課題、文理融合型等の分野横断的課題へ取り組む

3. 助成事業の採択について

評価基準の明確化、重点を置いた採択

採択時と報告時の審査・評価者の統一、評価結果を採択に反映

部門ごとの新たな取り組みの主な点をいくつか記載します。

「研究者・研究機関部門」では、調査研究助成と成果の普及助成の2区分とし、川づくりや河川管理に貢献できるものを優先採択します。また、文科系や文理融合系の応募分野を明示することで助成の幅を広げます。

「川づくり団体部門」の長期継続助成については、新規事業を優先採択することで一定の枠を設けます。ただ、長期にわたるものについては、毎年ステップアップしているか、新たな工夫をしているか等、内容を厳しく評価したうえで採択します。

助成先として、法人格を持った団体に限定するという方針については、法人化へのハードルも以前より低くなったことも踏まえ、段階的に法人格を持った団体に限定していくものの、当面は活動目的や内容、会計処理や監査に関する規定等を明記した定款や会則を有する団体は法人格団体と同様に扱うこととします。

「学校部門」については、特に、採択通知時期が学校カレンダーと整合しないため採択時期を早めて欲しいとの要望が多数ありましたので、実態調査を行い、その結果を踏まえて対応します。

4. 部門ごとの新たな取り組み

○研究者・研究機関部門

- ・調査・研究(一般・若手研究者、中高等学校のクラブ)と調査・研究成果普及の2区分
- ・「川づくり」や河川管理に貢献できるものを優先採択
- ・文科系、文理融合系の応募分野の明示

○川づくり団体部門

- ・長期助成継続事業の時間管理と卒業ルールの明確化
- ・段階的に法人格を持った団体に限定
- ・新しいニーズや次世代・若手による取り組みを重点
- ・人材育成に焦点を当てた事業への支援を重点

○河川教育を行う学校部門

- ・採択通知時期と学校カレンダーの整合

個々の研究では取り組みが困難な課題に対しては、財団推進事業として取り組むこととし、「政策的研究」や「川づくり活動を支援する基盤整備」などの新たな事業フレームを構築します。

トップレベルの業績をあげた人々や、「河川を深く理解する」ことに貢献した人々を『河川基金賞』などとして顕彰することも重要と考えています。

また、基金事業がやり易く、質の高いものとなるようには、基金事務局の機能改善・強化を図ることが重要なテーマとなっています。

このため、助成先や内容に応じた弾力的な検査ルールを導入したり、事業内容の変更手続きについても簡便化を図ります。

また、助成広報を充実させ、優れた成果をあげた助成事業について紹介し、成果の普及を図ることも重要です。

さらに、川づくり団体や学校向けの取組みとして、持続的な活動と広がりが見られるよう、河川管理者を交えた団体相互の意見交換やブロック別の説明会等の要望もあり、その対応も考えています。

5. 推進事業について

財団事業の内容をより明確化

政策的研究や分野横断的課題等の研究

人づくり活動を支援する基盤整備

「河川基金賞」の検討

6. 基金事務局の機能改善・強化

検査ルール、変更ルールの弾力化

情報発信、助成広報の充実

プログラムオフィサー的職員の育成

団体相互の意見交換、ブロック別の説明会

近年の寄附金の受け入れは、額は少なくなってきたものの募金箱を活用した募金が続いており、この募金活動を活性化していく必要があります。

また、企業との連携体制の強化や資金を提供しやすい事業スキームの構築についても検討します。

最後に、基金の名称ですが、河川への要請や課題が広範にわたり、基金に対する期待も高まってきていることから、これまでの「河川整備基金」から「河川基金」に改めます。

以上のようにたくさんのご意見、提言をいただきましたが、これらを平成28年度募集要項、中期計画に具体的な形で反映させるとともに、順次改善を進め、皆様のお役に立てる基金、喜ばれる基金を目指して取り組んで参りますので、今後益々のご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

7. 基金の充実と運用管理

寄附金受入れの充実および募金活動の活性化

企業との連携体制の強化、事業スキームの検討

8. 名称変更

河川整備基金



河川基金

今後の河川整備基金のあり方 検討委員会報告

平成27年6月

1. はじめに

「河川整備基金」は、設立後30年近く経過した。基金を取り巻く時代環境は設立当時と大きく変化し、基金で行う事業に対する要請も変化し、多様化してきている。

「河川整備基金」は森林・河川の整備等を推進するため、広く拠出を求め、基金を創設することを目的として準備が進められ、昭和63年3月31日に河川環境管理財団(河川財団の前身)内に設置、同年4月12日に「助成等の事業が円滑に実施されるよう関係行政機関は必要な協力を行う」との閣議了解がなされた。昭和63年度より募金による基金の造成が開始され、平成25年度末の基金造成額は282億7,455万円余となり、我が国有数の基金に発展した。

設立当初から、国や地方公共団体等が行う治水事業のみならず、河川整備の効果を高め、事業の効率的推進に寄与するための多様な事業を進めていくために、これらに関する調査・試験・研究、環境整備対策、国民的啓蒙運動の各種事業を、河川整備事業として進めてきた。昭和63年度から始まった助成事業では、30年間に、河川の調査・研究、環境整備、啓発活動、河川教育等に対して、約9,500件、総額約109億円の助成が行われた。河川に関する萌芽的な調査・研究や、川に関わる市民団体の活動への助成・支援は、多くの社会的な評価を得てきた。

一方、設立後30年間に於いて、河川整備を取り巻く社会の状況は大きく変化している。そこで、「河川整備基金」が設置された時代の社会的な状況と基金への要請を振り返るとともに、現在そして将来の社会的要請を踏まえ、「河川整備基金」の新たな役割の構築が必要となってきた。このため、河川財団では、「河川整備基金」のあるべき姿を検討するため、「河川整備基金」に関わる様々な分野の有識者を委員とする「今後の『河川整備基金』のあり方検討委員会」を設置し、議論を行ってきた。

本報告では、これまで行ってきた議論を踏まえ、「河川整備基金」のあり方の基本方針を示した。河川財団での基金事業の改革が、本報告の基本方針に沿って、着実に進んでいくことを期待している。

2. 河川整備を巡る社会の変化と「河川整備基金」

「河川整備基金」は昭和63年に設立された。設立された当時の状況は、高度経済成長期から安定成長期を経て、マイナス成長の時代に突入し、日本経済に陰りが見え始めた時期でもあった。財政面においても恒常的な財政赤字が発生している。

河川事業では、大河川の氾濫や堤防の決壊による大規模な水害、都市近郊の水害危険度の高い地域での急速な住宅開発等による、都市中小河川での水害が全国で頻発していた。その主な原因は、治水投資の不足と、治水事業の計画への地域の理解を得ることや必要な用地の買収に時間を要したこと等があげられる。

また、経済成長に伴う河川の水質・景観の悪化が進む中、いわゆる三面張り河川に象徴される河川環境に対し、水に親しみ、触れ合える河川への期待や、生態系を重視した河川整備への要請

指し、地域と連携した河川整備もスタートした。

一方で、公共事業に対する批判や様々な運動が高まる中で、人々が川への理解を深めるための取り組みの重要性も認識されるようになった。

このような時代背景のもと、「河川整備基金」では河川の研究、特に河川工学の研究とともに河川の生態系等に関する調査・研究への助成、環境整備事業や地域のNPO等による河川の利用・活用の推進や啓発活動への支援、河川教育の推進等に取り組んできた。

しかし、基金設立後30年近くが経過した今日では、社会の状況は大きく変化している。東日本大震災の発生と、紀伊半島の豪雨、広島土砂災害等の激甚な災害の頻発は、想定外の災害とも評価され、さらに地球温暖化に伴う気象変動が激化したこととも合わせ、多くの国民が自らの身の周りの安全が脅かされているとの認識や安全・安心への漠然とした不安感を持つに至っている。

このような状況下でありながら、財政の逼迫により治水投資は国・地方を通じてピーク時の半分以下となっている。さらに、既存の堤防等の河川管理施設の維持管理水準の確保や老朽化施設への対応等の課題も顕在化し、こうした課題に対応した持続的な河川管理を進めるためには、新たに河川施設の戦略的維持管理を構築することが必要となっている。

また、設立当初から取り組んできた河川の生態系や河川の景観に関する調査・研究や多自然川づくり等で得られた科学的な知見に基づく河川整備の展開は、多くの河川で、地域との連携のもとに進められ、一定の評価を得てきた。しかし、まだ多くの地域・河川において河川環境に関する多くの未解決の課題が残され、一層の取り組みの進展が求められている。

さらに、地域における防災や河川環境の保全、維持管理や身近な利用・活用等にあたって大きな役割を担い、社会的貢献をしてきたNPO等市民団体とその活動への社会的な要請が一層高まっているが、地域での活動の強化に向けた信頼性の確保や企業の社会貢献活動等との連携、構成員の高齢化に対応した若い世代への活動の継承等の課題に直面している。

このような河川整備に関わる流域・社会の変化に対応し、さらには将来の変化をも視野に入れた新たな「河川整備基金」の役割の構築が求められている。

東日本大震災や激甚な水害の頻発等を受け、防災に関する国民の意識や社会の受け止め方が大きく変わってきており、安全・安心に対する不安感の高まりに対しては、科学的・技術的な知見を総動員し、最悪の状況を含めた災害リスクの評価とその社会的な共有化により、何が起こりうるかを明らかにし、これに基づく具体的な防災・減災の取り組みの構築と社会で有効に機能するいわゆる社会実装が不可欠である。

具体的には、津波防災地域づくり法や「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」により示された、科学的知見に基づいた最悪の状況を含んだ災害のシミュレーションを実施することにより地域・国土のリスクを評価し社会的に共有化するとともに、このリスクに対し具体的で現実的なハード・ソフトの組み合わせによる安全・安心への道筋を明確にしなければならない。この過程においては、河川の維持管理の現状と限界等の課題を合わせた評価を行う必要がある。

河川環境に関しては、これまでの調査・研究の進捗とその成果を踏まえ、河川環境の改善と保全に向けた現場で適応できる河川整備・河川管理技術の体系化と、その社会実装による新たな河川環境の改善と保全に向けた取り組みが必要であり、このための河川環境の評価と今後の方向性の構築が不可欠となっている。さらに、戦略的な河川の維持管理とあわせた、戦略的な河川環境管理の構築と推進が求められている。

防災の強化と河川環境の保全や利用・活用の推進には、地域のNPO等諸団体の役割が従来にも増して大きなものとなってきており、その活動の持続を支援する取り組みも重要である。これまでの活動助成・支援に加え、持続的な取り組みの強化を支援するとともに、活動相互の連携を推進する等、個々の団体を越えた広い活動を支援するプラットフォーム的な支援を検討し実施する

必要がある。さらに河川教育そのものの強化とともに、地域のNPO等との連携を強化し、広がりを持った活動が持続的に展開できる取り組みが必要である。

さらに、我が国における企業の社会貢献活動等への社会的な評価の高まりとともに、これらに関連する活動が広がっている。社会・消費者に与える企業の印象やブランドイメージの構築や企業の評価の向上のため、社会的戦略として社会貢献活動等を採用する企業が増加するとともに、パートナーシップや協働等により活動の幅を広げる動きが見られる。基金事業もこのような企業の動向を踏まえ、企業活動との連携を検討する必要がある。

3. 「河川整備基金」の新たな展開に向けて

3-1 今後進むべき「河川整備基金」の基本的な考え

「河川整備基金」は、河川の担う治水・利水・環境の役割を踏まえ、新たな社会の変化に対応した役割と方向を基本としていくことが必要である。

これまでの「河川整備基金」の取り組みの課題として、以下のことが挙げられる。

- ・助成する資金が限られているため、これまでの「広く薄く」の助成から転換を図り重点化していく必要がある。このため、基金の目指す目的やテーマとともに重点化事項を明らかにするとともに、募集においても各提案プロジェクトの目的及び成果の見通しを明らかにする。
- ・長期にわたって助成を継続してきた事業の割合が一貫して増加してきている。これは、事業の内容に優位性があることによるが、新たなニーズや取組に対する助成を難しくしている。このため、ニーズの変化に即した新規事業を優先して採択する必要がある。
- ・評価基準を明確にしたうえで、重点をおいた採択をし、助成案件の質の向上と成果の社会へのより大きな貢献を目指す。このため、従来行ってきた、一定の採択率の確保を目指した運用を改めるべきである。
- ・助成事業だけでは十分に対応しきれていない時代が求める先導的な政策的課題等に対し、財団として力点をおいた研究により解決策を見出し、政策提言を行っていくことが求められる。

また、上記の課題を踏まえ、基金事業の推進にあたっては、以下の3点を考慮する必要がある。

- ・防災・減災や河川・流域の視点から、河川の治水・利水・環境に関する新たな科学的知見への取り組みや新技術の開発へ向けた調査・研究への支援と助成
- ・河川に係る課題解決に向けたNPO等の多様な団体、研究者、行政等の活動と、その連携に向けた支援と助成
- ・調査・研究や多様な活動の次世代を担う若手への支援とともに、河川・流域を通じて防災や環境等を学習する河川教育への支援と助成

さらに、今後の「河川整備基金」の新たな展開にあたっては、下記に示す枠組み等の見直しが必要である。

1. 事業フレームの再構築
2. 活動を担い、次世代を担う人づくりの活動への支援
3. 様々なステークホルダーとの連携強化

また、河川への要請や課題が広範にわたり、基金に対する期待も同様に高まってきていることを踏まえ、基金の名称を「河川整備基金」から「河川基金」と改めることを提案する。

3-2 事業フレームの再構築

① 中期計画の策定

基金の対象となる課題やテーマは増加する傾向にあるが、供給できる事業費は限られているために、課題の選択と重点化が必要である。このため、基金事業の中期計画を策定し、事業目的・目標、重点化分野・テーマ、執行する金額ベース等の事業量やそれを支える資金計画などを明らかにして取り組むべきである。

中期計画の策定にあたっては、河川に関わる様々な関係者や有識者より広く意見を聞くとともに、それまでに実施したプログラムや設定したテーマ等を評価し、新たな計画において重点を置くべきテーマを設定する等の定期的な見直しの上で、ローリングを行うべきである。

② 助成事業の事業フレーム

これまでの事業フレームである調査・研究部門と啓発活動部門は、助成の対象が重複する等、応募者にとって分かりにくいだけでなく、応募あるいは成果の評価にあたっても困難な状況があった。そこで、応募者の特性を活かすことができるよう両部門の重複をなくし、研究者、川づくり団体等の応募者の属性によって、どの部門に応募することができるのか、助成フレームをより明確化し、研究者や川づくり団体といった対象者別のものへ変更することが必要である。

③ 推進事業の事業フレーム

基金事業は助成を中心として事業を展開しているが、基金の目的を達成する手法を多様化していく必要がある。このため新たに推進事業のフレームを構築し、次の時代を見通した政策的課題や文理融合型等の分野横断的課題に対し、専門家や行政等の協力を得て、財団において自ら取り組む他、専門家や専門的組織と連携し取り組む等の新たなスキームを構築する必要がある。

3-3 活動を担い、次世代を担う人づくり活動の支援

これまで多くの成果を上げてきたNPO等、川づくりに関わっている団体では、活動の一層の展開と持続に向けて多くの問題を抱えており、次世代に向けた継承が課題となっており、川づくりの活動を持続可能なものとするための「人づくり」を進めることが喫緊の課題となっている。このため、河川に関心を持ち、理解を深め、行動する人々や河川教育を支える人々が増えることを目指し、次世代を担う人材の育成・指導に当たる人々の養成などの「人づくり」活動に取り組んでいくべきである。

また、調査研究においては、資金力が豊富なシニア研究者から資金力の弱い中堅、若手研究者の助成にシフトし、高等教育・研究の場における河川の研究の将来を担う若い研究者への支援や、初等中等教育における河川教育と川づくりを担う団体が行う社会教育的活動の支援に注力していくことが重要である。

3-4 様々なステークホルダーとの連携強化

① 研究者、川づくり団体、学校

川づくりを担っていく人々や団体との連携強化を図るために、研究会、懇談会等の場の組織化とともに、河川管理者、企業などの関係者も入った交流の場を設け、相互の意見交換が行えるような機会を設ける必要がある。

また、河川教育を支える、研究者、NPO、等川づくり団体、河川管理者など外部人材について、学校へ紹介する人材バンク的な機能等を、河川管理者とも連携して、子どもの水辺サポートセンター等を活用し、構築するべきである。

② 企業

川づくりに関心を持ち、連携を求める企業のみならず、流域や川と接点を持つ企業との連携を積極的に求めていく必要がある。企業の社会貢献活動そのものがより良い川づくりに直接的に貢献することや、企業による支援が川づくりを行う団体等の様々な活動に活力を与えることで間接的に貢献することが考えられるためである。これら企業との関係構築のためには、互いにメリットを受けられることができるような仕組みの検討・構築が必要である

4. 助成事業について

4-1 助成事業に取り組む基本的な考え

助成事業については、応募者を「研究者・研究機関」、「川づくり団体」、「学校」の3つに再編成した上で、助成される側の自由な発想のもとに、内容、手段、方法は助成される側の裁量で実施されることを基本とし、助成を受ける側の自主性、自由度を高めることが必要である。また、助成の申請に当たっては、事業の目的や川づくりへの貢献等をより明確にするとともに、採択時と終了時の評価を同一者が行う等、評価の方法を改善し、その結果を採択に活かせるようなサイクルとしていくことが必要である。

4-2 研究者・研究機関部門

研究者(研究グループも含む)、研究機関(中学生・高校生で自ら調査研究を行う者はジュニア研究者として位置づけ、中学校・高等学校の部活動としてのクラブを助成対象とする)の助成区分は、調査・研究(一般、若手、中・高等学校のクラブ)と調査研究成果の普及(出版、アウトリーチ活動)の2項目とするべきである。

研究者・研究機関が行う調査研究に対する支援では、河川に係る広範なテーマの中で、萌芽的研究を助成してきた役割を継続するとともに、その次の大きな競争的資金を獲得する段階へのステップアップを目指す調査研究等に対しても重点的に助成を行うことが望ましい。

採択の観点としては、実際の河川の現場での調査・研究からなるフィールドワークを重視するものとし、「川づくり」や河川管理に貢献できるものを優先するべきである。

一般助成では、土木工学や生態学などの理科系(工学、自然科学等)の研究が中心であったが、法学、経済学、社会学等の分野の研究者への基金助成のアピール度を高め、文科系(社会科学、人文科学)、文理融合系の応募分野も明示することで、助成研究の幅を広げていくことが重要である。

調査研究成果の普及では、26年度から実施していた助成成果の出版に加え、啓発活動助成で一部取り組まれていた、次世代の育成にもつながる学会・研究機関等による、一般人向け公開プログラム、高大連携事業、出前授業等研究の場から外へ出て行って行う等のアウトリーチ活動についても河川と関わりが深く、調査・研究成果の社会への実装を目指すものを重点に助成の対象とするべきである。

4-3 川づくり団体部門

これまでは河川協力団体、NPO、公共団体等、地域での広範な活動と研究者や行政との連携の中核を担う川づくり団体に着目し、特に、自主的かつ持続的な活動への取り組みを進めるNPO等の川づくりを担う団体を重点的に支援してきた。しかし、この中で、長期にわたって助成を継続してきた事業については助成金を減らしていくこととし、新しいニーズとともに若手による取り組みに重点をおいていくようにするべきである。

このため、助成により活動の自立ノウハウが得られ、自律的かつ継続的な展開が可能となるような仕組みを構築していく必要がある。例えば、継続助成は最長5年を限度とし、5年後には、自立できる仕組みの検討と提案を申請の条件とし、この実行を目指すものとする。また、5年経過後ほぼ同一の内容で看板のみを架け替えるような事業は連続採択しないこととすることが重要である。

長期継続助成事業については採択件数、助成金額に一定の枠を設定することにより制約を設け、新規事業の優先採択につなげるとともに、さらに申請内容及び実施内容について、毎年ステップアップしているか、新たな工夫をしているか等を厳正に評価して、採択に反映することが必要である。

同様に、新設川づくり団体運営支援助成でも、自立に必要な経費(例えば創業支援の研修への

参加費)について使途を拡大する等、新設団体が独り立ちし、自律した活動が展開できることを目標として支援していくべきである。

こうした具体的な方針や助成メニューなどを示し、助成される側が「河川整備基金」からの助成を卒業した後の、自律展開への展望をもった活動を重点的に支援するような仕組みを構築していくことが望ましい。

また、人材育成に焦点を当てた事業への支援にも重点を置く。学校での河川教育の支援や河川教育に関心をもつ指導者の育成・養成を行うプロジェクトの支援にも注目することが必要である。

団体の活動内容の透明化、可視化が必要であり、助成された事業について責任をもって完遂していくために、助成先団体は段階的に法人格を持っている団体(NPO、一般社団法人、認可地縁団体、河川協力団体等)に限定していくべきである。直ちに法人化が困難な助成先団体もあることから、当面は、任意団体(権利能力なき社団)も助成対象団体から排除しないこととするが、活動目的、会計処理などを明記した定款や会則を有し、一定の規則に従って活動する団体等に限る必要がある。新設川づくり団体運営支援助成では、定款等で主要事業のフィールドが川となっていることを記載している団体に要件を厳格化することが望ましい。

4-4 学校等における河川教育部門

河川教育に関わる事業についての助成は、26年度より河川教育部門を新設し、教育活動助成から調査・研究助成まで体系的に再編成し、単元活動、年間を通じたクロス・カリキュラム活動(特定テーマについて複数の教科の内容を相互に関連付けて学習するもの)、複数学年・通年の教育プログラム作成と段階的にステップアップが図れる助成へと変更した。その実施状況を踏まえ、27年度助成では教育計画助成として単学年・通年、複数学年・通年、調査・研究助成として全校体制での実践的研究に修正を行っており、今後もこの方式を継続することが重要である。

さらに、助成採択スケジュールは、学校のカレンダー(年間行事予定)にあった採択スケジュールの要請があったことを考慮し、各学校より年間指導計画が市町村教育委員会に上がる時期となる12月か1月に採択の可否を通知できるようにスケジュールの調整、体制の整備を行うことが必要である。

また、学校等において河川教育の普及を図るために、「河川教育研究指定校」のようなパイロット的な先端的カリキュラム(教育課程)開発という高いレベルでの実践の取り組みをプラスしていく。このために助成事業だけではなく、教員や関係者間の研究・研修のための交流の場・拠点の整備や情報の流通等、共通の基盤を構築し支援していくことが大切である。

5. 推進事業について

助成事業とともに基金事業の目的である「川への理解を深める」活動を車の両輪として支えるものとして、従来行ってきた指定課題を対象とした調査・研究を廃止し、個々の研究では取り組むことが困難な課題を対象とした、新たな推進事業に取り組んでいく。この事業の主たるものとして、「政策研究」、「人づくり活動を支援する基盤整備」の2つの分野が考えられる。

「政策研究」では、次の時代を見通した政策的課題や文理融合型等の分野横断的課題等の研究を進める必要がある。このため財団は民・学・官連携の下、研究会、委託研究等、課題に応じ適切な形態を採用して、研究を実施し、政策提言を積極的に行っていくことが必要である。

「人づくり活動を支援する基盤整備」では、助成事業で行われてきた、啓発活動、学校教育などの個々のプロジェクトにおいて中心となってきた関係者の連携の強化を図るために、相互の情報

や知見の共有化等を支援する基盤整備を進めていくべきである。

具体的には全国で進められている様々な取り組み相互の情報や知見の共有化とともに連携の強化を図るために、財団に設置されている「子どもの水辺サポートセンター」を活用し、情報の交換、先進・優良事例の共有、資機材や支援ソフトの提供などの場となるネットワークやプラットフォーム機能の充実を図る。さらに、河川教育や河川の安全利用に関わる支援体制を強化するとともに、教員の河川への理解の向上や教材開発に支援・協力をし、学校教育における河川教育を推進する基盤づくりを行っていくことが望ましい。

また、河川を研究する研究者の支援体制を強化するため、関係学会と連携し、研究者の層を厚くし、質を高める人づくり事業を「政策研究」と関連させ進めていく必要がある。

トップレベルの業績をあげた人々や、「河川を深く理解する」ことへ貢献をされた人々への顕彰として、「河川基金賞(仮称)」の創設について検討も行うことが望ましい。

この他、推進事業として取り組むべき内容が今後出てくることが考えられるが、推進事業の趣旨、すなわち助成事業とともに、車の両輪として支えるべき内容のものであるかどうか吟味して、優先度の高い、必要なプロジェクトについては推進事業として取り上げていくことが望ましい。

6. 基金事務局の支援機能の改善・強化

基金として、助成を受ける者が事業をやりやすく、また質が高いものとなるように、基金事務局の支援機能の改善・強化を図ることも、今後の重要なテーマである。基金事務局の支援機能についての提言をまとめた。

6-1 改善を行う業務

現在の事務局の業務量の大半は、助成成果報告書の検収作業が占めている。この業務を改善するため、助成先の資金管理の体制、内容に応じた検査手法を採用できる弾力的な検査ルールを導入すべきである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されている大学や公的な研究機関に所属する研究者への助成は、それら機関への委任経理とする。それ以外の団体・個人への助成は、抽出検査から重点的検査まで内部統制力や助成額に応じた検査とし、虚偽の申告等が判明した場合には厳正な処分を行う等の対応をとる方式に転換することが望ましい。

また、助成を受ける者からの改善要望が多い事項として、助成金の用途変更の対応が挙げられている。これについては、科学研究費と同様に、申請書に記載の事業目的や事業に関係がないものは不可とするが、用途変更不要の範囲や必要な協議等を検討し、改善を図ることが必要である。

助成を受ける者、特に川づくり団体では、助成により全国でどのような活動が行われ、成果を上げているのか知りたい、あるいは自分たちが行っている活動を全国に情報発信したい等の希望を持っている。しかし、年1回発行されている「基金便り」は、助成の採択状況や基金の財務的な情報が中心であり、助成を受ける者にとって必要な情報が十分に発信されていない。このため、助成広報を充実し、助成されているプロジェクトの中で、ベストプラクティスを紹介し、成果の普及を図るとともに、活動に携わる団体・人に対して、ロールモデルを学べる情報の提供を行う必要がある。

6-2 強化を行う業務

助成業務は、高度の専門性が求められる業務であり、助成を行う組織には助成管理のため、課題の選定、評価、フォローアップを担当するプログラムオフィサー(助成課題管理者)が配置されて

いる事例が多い。河川財団においても、助成事業をより充実させるため、助成担当職員の能力開発を行い、プログラムオフィサー的な職務を担う職員のスキルアップを図ることが望ましい。

さらに「川づくり団体」や学校向けの取り組みとして、持続的な活動とその広がりが図れるよう、河川管理者も交え、団体相互の意見交換やブロック別の説明会・成果発表会・懇談会を開催し、知見や課題の共有化とともに、意見交換や意思疎通を通じて、顔の見える関係の構築に努める必要がある。

7. 基金の充実と運用管理

7-1 基金の充実と企業との連携の構築

近年の寄附金の受け入れ状況については、額は少なくなってきたものの、30年近く前に全国に配られた募金箱を活用した募金等が続いている。このような募金活動は、改めて活性化を図っていく必要がある。また、他の基金等で先行的に取り組んでいる下記の事例も含め、寄付金受け入れの検討を行い、充実を図る必要がある。

さらに、ファンドレイジングコンプライアンスポリシー(募金活動遵守基準)を定め、寄附受け入れ方針を対外的に明示するとともに、寄附者の協力を得て、名前を公表するなどして寄附の透明性も向上させていく必要がある。

(寄附金の使途や分野を特定した受け入れの例)

寄附者の意思が活かせるように使途・分野を特定し、限られた資金を価値あるものとして有効に活用する。

(冠基金の創設の例)

使途、分野、基金の名称はもちろん、対象、金額などを寄附者と連携したプログラムを創設し、財団が責任を持って運営し、寄附者のステークホルダーへの説明責任も果たす仕組みを構築する。

また、現在の社会の中で資金供給力の強いドナーとなる企業等が資金を提供しやすい計画や事業スキームを作り、企業等との連携体制を検討し強化することも重要である。

(企業の社会貢献活動等に対応した受け皿づくりの例)

企業の社会貢献活動等と基金事業とを関連させ、効果的な連携や共同した取り組みを広く展開ができるよう検討する。

7-2 基金の運用のあり方と中期計画における基金管理

基金の運用に当たり、長期金利が極めて低い状況で推移しており、基金の運用収益を上げるように運用すべきであるが、基金が国民各層からの募金活動によって造成された経緯を踏まえ、これまで行ってきたように、投資で損害を受けるリスクを計り、慎重に運用することを基本とするべきである。

新規に策定する基金の中期計画においては、平成28年度から32年度までの5か年間を第1期とし、その間の資金フレームとして収入と支出の項目別の金額を提示する必要がある。第1期の各年度の金額ベース等の事業規模については、現在の長期金利の状況が継続した場合には現状以下の規模となるものと考えられる。支出は改革方針により事業の重点化や効率化に取り組むものとするが、基金の目的を達成するための一定の規模の事業を確保するためには、収

入は基金運用収益だけでは充足せず、収支のバランスをとるために、計画期間中に基金自体の取り崩しが必要となる。この取り崩しについては、第1期中期計画において限定的に実施するものであり、第2期以降については、その時点で事業の評価・見直しを行い、その結果に基づき改めて判断を行い、中期計画を策定すべきものとする。

8. まとめ

「河川整備基金」が、我が国における「川への理解を深める活動」に引き続き貢献をしていくため、新しい時代に必要なものを補強して、常に改革を行っていくことが重要である。

今回の改革の主要な項目として、「河川整備基金」事業が今後力を入れ、進めていくべき事業を明確にした。この事業としては、

- ① 防災・減災や河川・流域の視点から、治水・利水・環境に関する新たな科学的知見や技術開発に向けた調査・研究への支援・助成
- ② 川づくり団体の持続的な活動とその広がりや連携に向けた支援・助成
- ③ 調査・研究の次世代を担う若手への支援と河川・流域の視点から防災や環境を学習する河川教育への支援・助成

とした。これらの事業を実施する上での基本的枠組みとして、

- ① 計画的かつ重点的に事業を実施するために中期計画を新たに策定
- ② 応募者の特性を活かすため、助成事業の募集部門を活動内容別から対象者別への組み替え
- ③ 長期助成継続事業に関する時間管理と卒業ルールの確立
- ④ 推進事業による次の時代を見通したテーマを扱う政策課題の研究等の実施
- ⑤ 川づくり団体の持続的な活動を支援するネットワーク・プラットフォーム機能の充実
- ⑥ 河川に係る課題解決に向けたNPO等の多様な団体、研究者、行政等川づくり関係者の活動と、その連携に向けた相互に顔の見える関係の構築への支援

などを提案している。

これらの提案に基づき、改革案の具体化を行うこととなるが、助成を受ける側にとって大きな変更となることから、十分な情報提供に努め、新しい制度への移行を円滑に進めることが必要である。

また、「河川整備基金」事業の推進にあたっては、今後とも中期計画期間(5か年)が終了する毎に、計画の実績を関係者や有識者の意見を踏まえ、点検評価を行い、次の計画を作るというPDCAサイクルにより、改善していくことが、常に時代の要請を先取りし、ニーズに応える「河川整備基金」としての評価を高めていくことになると考える。

弛まない改革により、「河川整備基金」が多くの人々に活用され、人々の河川への理解が深まり、人と川の良好な関係がさらに強いものとなることを期待する。

参考 この報告の中で使われている用語の定義について

川:

「川への理解を深める」での「川」は、河川そのものを指しているのではなく、川自体やそれを包含する流域を含んだ概念であり、川をトータルに理解するための枠組み全体を意味している。

川づくり:

助成事業の中で使用されている「川づくり」については、部門毎に若干のニュアンスが異なっているが、求める目標は同じである。

研究者・研究機関部門では、河川、流域で行われる河川に関わる事業(治水安全度を向上させるもの、河川環境の保全・創造を図るもの、利水安全度の向上や新規利水に対応するもの、河川の利用を促進させるもの等)や、人が河川、流域と係わる上で身につけなければならない智慧、知識、態度を涵養させる働きを「川づくり」といい、研究者・研究機関部門では、助成された調査・研究の成果が、これらの「川づくり」に対して、活用されることを期待している。

そのため、自然科学で求められる「真理の探究」は必要条件であって、現場に適用、応用され、「川づくり」が推進されるということが十分条件となる。

川づくり団体部門では、「地域づくり」、「地域おこし」の実践の場が川であったり、流域であったりするというような地域活性化活動の意味で用いている。

具体的には、河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動、例えば、自らが理解を深め、その成果を他の人々に伝え、巻き込み、活動の輪を広げること、あるいは、子ども達や人々が理解を深めることへの助力やその機会の提供、理解を深める活動を支える指導者の育成・養成などの活動を総称して、「川づくり」として捉える。

この「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等の団体を「川づくり団体」という。

今後の河川整備基金のあり方検討委員会 委員名簿

	氏名	所属・役職
委員長	中川 博次	京都大学名誉教授
委員	池内 幸司	国土交通省 水管理・国土保全局・局長
委員	磯部 雅彦	高知工科大学・学長
委員	門松 武	一般財団法人 日本建設情報総合センター・理事長
委員	角屋 重樹	日本体育大学 児童スポーツ教育学部・教授
委員	金井 誠	日本建設業連合会公共積算委員会・委員長
委員	岸 由二	NPO 法人鶴見川流域ネットワーク・代表理事
委員	木村 孟	独立行政法人 大学評価・学位授与機構・顧問
委員	小林 潔司	京都大学経営管理大学院・教授
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部・教授
委員	峰久 幸義	三井住友海上火災保険株式会社・顧問

(敬称略、委員は五十音順)

参考資料

検討委員会報告に対する主な意見と対応方針

○回答者数:63人

○総意見数:205件

◇その中で特に多かった意見

- ①新規事業の優先採択、長期継続助成事業に関する時間管理と卒業ルール:35件
- ②法人格を持った団体に限定:16件
- ③「広く薄く」の助成から転換を図り重点化へ:9件
- ④調査研究において、中堅、若手研究者の助成にシフト:7件

①新規事業の優先採択、長期継続助成事業に関する時間管理と卒業ルールについて

主な意見(事務局で整理)	対応方針
<p>◇賛同意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期採択の割合が多いと、新規の枠が少なくなる。新規の取り組みの選考を考慮してほしい。 ・新規事業優先採択に賛成だが、継続すべき事業もあるので、開始から終了までの期間を明確にして採択する必要がある。 ・年限を設けることは必要。継続するのは3年でもよいかもかもしれない。 ・助成対象数を減らし、1件当たりの助成額を大幅に増やしたほうがよい。 ・一旦連続採択をしない期間を設けてはどうか。 	<p>長期継続助成事業の占める割合が高まり、新規事業の採択が少ない状況にあり、新陳代謝、活性化のためにも、新規事業の優先採択が必要と考えています。しかし、長期継続助成事業について一律に排除することを求めているのではなく、長期継続助成事業においても、新たなテーマへの取り組み、事業内容のステップアップや新たな工夫を取り入れたりしている事業については、一定の役割を担っているものと考えています。</p> <p>このため、長期継続助成事業については採択件数、助成金額に一定の枠を設定することにより制約を設け、新規事業の優先採択につなげるとともに、長期継続助成事業については、さらに申請内容及び実施内容について、毎年ステップアップしているか、新たな工夫をしているか等を厳正に評価して、採択に反映することが必要であると考えます。</p> <p>このことを報告書の中に記載します。</p>
<p>◇継続することも可とする意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続助成にも、NPOと行政・学校等との連携を流域単位で実践している先駆的な例がある。 ・人材育成を主眼とする事業については、内容を充実させながら長期に継続することが肝要。 ・助成期間の上限5カ年では、助成(投資)に見合った効果が発現するには不足している。人や組織が醸成していくためにはかなりの時間が必要。 ・助成期間を一定期間で打ち切るのではなく、段階的な支援方策の検討を願いたい。 ・新たな切り口で意欲的な事業を実施する場合は、新規申請と同様に優先採択を。 ・5年後に別の課題を設定し、新たに活動していくのは難しい。 ・長期にわたり助成を受けてきた取組みほど地域に根付いている。 ・少額でも継続しての助成を希望する。小さな市民活動は年間数十万円の助成があると助かる。 ・初動期支援だけでなく、事業の継続性も確保できるような制度設計を考慮していただきたい。 ・長年活動を続けていることで、地域では信頼を受け、学校関係でも授業を行っている。 ・長期的な展開にならざるを得ないものは内容を重視して手厚く助成を。 ・継続助成は最長5年を限度とするがあると、原則論にとどめていただきたい。 ・長期的、継続的助成が河川財団の大きな存在意義であった。 ・継続助成の限度を一律に定めるのではなく、事業の内容に沿った支援を。 ・時間管理と卒業ルールについては一律的なものでなく、内容重視で。 	

②法人格を持った団体に限定していくことについて

主な意見(事務局で整理)	対応方針
<p>◇賛同意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人などは玉石混交の状態。構成員に修士・博士の学位所有者、技術士・環境カウンセラーなど有資格者の有無など、「あると望ましい要件」があると良い。 	<p>河川整備基金の助成にあたっての手続きや会計に監査の簡略化を進めるに当たり、団体には社会的責任が求められ、その活動内容の透明化、可視化等が必要であると考えます。これらのことが法人化の手続きの中で一定の評価がなされた団体が法人であり、助成先には将来的に法人格を求めべきものと考えます。各種の法整備で法人化のハードルも従来より低くなっています。</p>
<p>◇必ずしも限定する必要はない、任意団体も認めてほしいという意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体でも、会則や理事会組織をもち、毎年総会を開催し、活動内容、予算決算の議決を行っている。活動を評価し、任意団体であっても助成対象に。 	

検討委員会報告に対する主な意見と対応方針

- ・任意団体もNPO法人と比較し、決して責任ある業務遂行能力が劣っていることはない。
- ・地元自治体も入れた「協議会」として申請しているケースも多い。
- ・目的、主旨は、事業の責任ある遂行ということであって、応募団体を限定することでは無い。
- ・法人格を取得するために、また取得した後も多大な労力を費やす。
- ・法人格の有無だけでなく、団体活動の質で選定をしていただきたい。
- ・NPO等を維持するには、相当の財源と人材等を要する。
- ・法人格を有さない市民団体等を排除することは、市民レベルの川づくり活動に影響する。
- ・支援が必要となるのは団体の立ち上げ期であり、法人格取得を目指す段階からの支援を。
- ・教育関係や行政の信頼を書面で出すことで限定条件をクリアできるよう検討を。
- ・川づくり活動は、その多くが法人格のない団体やネットワークによって支えられてきた。
- ・任意団体の方がまともな活動をしているケースが多々見受けられる。
- ・清掃活動、水質浄化活動、魚道の管理などは、継続実施しなければならず、その多くは任意団体が関わっている。

しかし、行政を含む協議会のように、法人化が困難なものもあり、任意の川づくり団体として、一定の要件を満たす団体について、当面は、「法人格を有する団体」と同様に扱う必要があると考えます。

一定の要件としては、下記のようなことが考えられ、今後改訂される募集要項の中で示す必要があります。

- ① 行政を含む協議会等
 - ・設立趣意書、会則等により上記事項が確認できること
- ② 以下の内容等を明記した定款又は会則等を有する団体
 - ・活動の目的、対象等
 - ・会員、役職員に関する規定
 - ・情報公開に関する規定
 - ・会計処理及び会計報告・監査に関する規定
- ③ 地域の行政や学校から推薦を受けた団体
 - ・活動で連携・協働する行政、河川管理者、地域の学校等からの推薦状の添付
 このことを報告書の中に記載します。

③「広く薄く」の助成から転換を図り重点化していくことについて

主な意見	対応方針
<p>◇賛同意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点化していくことで1件当たりの助成金額を増額し、(減額採択せず)申請額を満足できる助成とすることが望ましい。 ・重点化への転換は、一見厳しいものに映るが、活動を公正に評価していただける機会である。 	<p>助成する資金が限られているため、「広く薄く」の助成から重点化への移行を基本として進めるものであるが、中堅・若手研究者や学校及び新たな制度や事業を始めようとする取り組みについては優先的に助成することが必要です。それによりニーズの多様化への配慮や、また、新規事業を優先するという一方で、入れ替わりが行われ、新たなチャンスが生まれるものと考えます。</p> <p>(報告書の追記、変更は行わない)</p>
<p>◇「広く薄く」の助成を賛成とする意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広く薄く」という研究助成によって、若手・中堅の多くの将来性のある研究課題を採択し、それらの基盤によって研究体制を固め、優秀な成果を上げることができてきた。 ・若手研究者への支援強化の段階では、広く薄くのほうが、ニーズの多様性に対応しやすい。 ・新たな制度や事業を始めようとする場合、とくに初期の普及、啓発の段階では、どうしても国民全般への啓発上、「広く薄く」の助成も必要。 ・河川環境を守る人材を育成するには、特別なプログラムを支援するよりも、河川の自然に子どもたちを連れて行って体験させる機会を、できる限り多く継続的に提供することが最も重要。 ・河川整備基金の他の助成との差異、良さは、非常に多くの研究者・団体に助成金が配分されていることである。広く薄くを極力維持してほしい。 	

④調査研究において、中堅、若手研究者の助成にシフトすることについて

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・若手枠の採択回数は3回までとなっているが、一般助成に移行すると、今後の採択は極めて困難になる。 ・シニア研究者を助成対象からはずすという観点があってもよい。科研費ではカバーしにくいテーマを対象とするのが良い。 	<p>若手研究者の年齢制限が35歳までとなっていることから、3年は妥当なものと考えます。</p> <p>(報告書の追記、変更は行わない)</p>

⑤ その他の意見

主な意見	対応方針
◇調査・研究助成よりも市民活動助成に重点的に助成するという意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽研究、若手研究も科学研究費は年々手厚くなっており、それらと同じ機能を有する研究助成を限られた原資から提供する必要はない。 ・調査研究助成については従来よりも縮減して、社会やヒトとの接点を持つ事業への助成へ重心を移すことが必要。 ・市民活動は、多くの市民を巻き込みながら活動することから、次世代の育成活動にもなります。研究者の行う研究より圧倒的に参加者が多い。 	<p>「助成機会の多い研究者や研究機関への助成よりも川づくり団体への助成を優先すべき」との意見に対しては、当面、研究者・研究機関も川づくり団体も同様に支援し、状況を見ながら対応することがよいと考えます。 (報告書の追記、変更は行わない)</p>
◇交流会について	
<ul style="list-style-type: none"> ・全国の実践の意見交換の場で、自らの活動を公開評価されることで、向上および方向性など得ることが期待される。 ・NPOはたくさんの環境教育プログラムを持つところは少ない。そのバリエーションや知識の多様性を確保するためにも、河川環境学習コーディネーターの育成とその働きを助ける環境市民団体同士の交流が必要である。 ・河川単位の助成団体の交流会がほしい。 ・東京以外の地域での活動についても、企業が関心を持つような仕組みを検討されたい。 ・企業と活動団体との関係は、相当な信頼関係がないと連携できない。財団が、企業と活動団体の連携の斡旋や、支援の仲介を行うサービスをやれば、さらに助成枠が広がると思う。 ・情報交換や事例紹介、機材の提供のみではなく、中間支援組織として企業や他団体とのコーディネートや運営、事業推進に関するアドバイザーの派遣なども検討されたい。 	<p>1) 交流会の開催について 具体的な運営方法等は今後検討され開催されることとなります。貴重な意見として参考とさせていただきます。 (報告書の追記、変更は行わない)</p>
◇人件費等について	
<ul style="list-style-type: none"> ・資金面が厳しい団体も多いことから、交通費をはじめとする実費については依頼者または人材バンクが負担する仕組み等を検討されたい。 ・NPOへの助成は、その多くは持ち出しになります。助成を頂くと持ち出しが増え助成貧乏となり法人財政を圧迫します。助成金に見合った人件費の計上はとても大事。 ・「川づくり団体」において、スタッフの研修参加などの経費や人件費についても計上できるように考慮いただきたい。 ・勤めをもちながらボランティア活動をする人と異なり、専従で川づくりに関わる人たちににとっては生活もあり、人件費への支援もご一考ください。 ・助成金の20%程度が必要経費として認められないか、配慮して欲しい。 ・「河川協力団体」に対する配慮は、制度の運用、推進にとって重要と思われる。 ・新事業立ち上げの際の専従スタッフ人件費も含んだ新規事業展開にも活用できるように検討いただきたい。 	<p>河川基金の助成は、限られた資金を有効に活用するため、基本的に、団体の運営を支援するものではなく、自立した団体の活動を支援するものとされています。そのため、従来より人件費への助成については行われていません。限られた資金であることから、従来どおり、助成の対象としないことで良いと考えます。 (報告書の追記、変更は行わない)</p>
◇その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項、申請様式の簡略化をしてほしい。 ・採択結果を1月から2月に知らせてほしい。 	<p>募集要項、募集様式については、今回の委員会報告に基づき検討・具体化が行なわれます。 河川教育以外の研究者・研究機関、川づくり団体の採択結果の通知時期の早期化については、まず実態の調査が必要であり、その結果を踏まえて対応となるものと考えます。貴重な意見として参考とさせていただきます。 (報告書の追記、変更は行わない)</p>



河川整備基金ロゴマーク コンセプト

- ・人の手により河川が健全に維持されるイメージを表現
- ・しずくの「まつげ」は「川」の字をイメージ



編集・発行 **公益財団法人 河川財団** (平成27年7月発行)
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
住友生命日本橋小伝馬町ビル2F
TEL:03-5847-8303 FAX:03-5847-8309